

ききょうの里短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人茂木福寿会が開設するききょうの里短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、看護職員又は介護職員、栄養士及び機能訓練指導員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所における指定短期入所生活介護事業は、利用者が要介護状態等になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種は次のとおりとし、第(1)号に掲げる管理者は、第(2)号から第(9)号に掲げる従業者の監理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の従業者と協議の上、利用者の短期入所生活介護計画を作成する。また、従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行い、第(10)号に掲げる従業者は必要な事務を行う。

- (1) 管理者
- (2) 次長・事務長
- (3) 医師
- (4) 生活相談員
- (5) 看護職員
- (6) 介護職員
- (7) 栄養士
- (8) 機能訓練指導員
- (9) 調理員
- (10) 事務員

2 従業者の員数及び職務の内容については、別表のとおりとする。

3 1項に定める者のほか必要に応じ、その他従業者を置くことができる。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第4条 指定短期入所生活介護の利用定員は、16名とする。

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 事業所の行う指定短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

- (1) 生活相談
- (2) 入浴、排泄、食事等の介護
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 食事の提供
- (6) 送迎

2 指定短期入所生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣の定める告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証の定める割合の額とする。

3 その他の費用の額は次のとおりとする。

(1) 送迎に要する費用

次条に定める通常の送迎の実施地域以外の地域から、心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者を送迎した場合は、次の額を別途徴収する。

ア 実施地域以外の地域から、おおむね10キロメートル未満の送迎(片道ごと)
200円

イ 実施地域以外の地域から、おおむね10キロメートル以上の送迎(片道ごと)
300円

(2) 食費(1日あたり)

| | |
|-------------------|-----------------|
| 利用者負担第1, 第2, 第3段階 | 厚生労働大臣が定める負担限度額 |
| 利用者負担第4段階 | 1,445円 |

(3) 滞在費(1日あたり)

| | |
|-------------------|------------------|
| 利用者負担第1, 第2, 第3段階 | 厚生労働大臣が定める負担限度額 |
| 利用者負担第4段階 | 個室1,231円 多床室915円 |

(4) 理美容代

| | |
|--------------------|--------|
| 1回当たり(理容組合による散髪料金) | 1,700円 |
|--------------------|--------|

(5) 訪問美容室

| | |
|---------------------|-------|
| 1回当たり(アスカ企画による理容料金) | 別途料金表 |
|---------------------|-------|

(6) キャンセル料

ご利用当日にキャンセルした場合、キャンセル料として利用料金の10%を徴収することがある。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 事業所の通常の送迎の実施地域は、茂木町、益子町、市貝町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 事業所の従業者は、利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけない。
- (2) 指定した場所以外で火気を使用しない。
- (3) 秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害さない。
- (4) ハラスメント予防の為の取り組み、発生した場合の対応や対策をしっかりと講じる。従業者が利用者・利用者家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や、利用者・利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限する事が出来る。
- (5) ハラスメントの予防・対策に関する事象の研修を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(感染防止)

第9条 施設内に於いて、感染が発生した場合には感染症マニュアルに沿って蔓延しない様、利用者の安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じる。
又、従業者の知識及び技術の向上の為、感染防止対策委員会を設置し研修や訓練を定期的に行う。

(虐待防止)

第10条 利用者に対する虐待防止の為に、以下の取り組みを講じる。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努める。
- (2) 個別支援計画を作成し、適切な支援の実施に努める。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(身体拘束)

第11条 サービス提供にあたり、原則として身体拘束は行わないが、利用者・利用者家族に同意を得た上で、以下に示す様な条件が満たされた場合、必要最低限の範囲で身体拘束を行う事が有る。

(1) 切迫性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他者の生命、身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限る。

(2) 非代替性

身体拘束以外に、利用者又は他者の生命、身体に対し危険が及ぶことを防止できない場合に限る。

(3) 一時性

身体拘束を行う必要がなくなった場合は直ちに身体拘束を解く。

身体拘束を行う場合は、行った日時、理由及び様態等についての記録を行う。

(見守り対策)

第12条 利用者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関する人感センサーマット・機器を使用する場合は有る。

人感センサーマット・機器についての画像や音声は残らない事を利用者家族に説明を行う。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、「消防防災計画」及び「事業継続計画（BCP）」に基づき対応を行う。又、利用者の安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じる。

- 2 平常時の訓練として、防火管理者を配置して事業所が定める消防防災計画に基づき、昼間及び夜間を想定した防災・避難・救出訓練等を利用者も参加し毎年度定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用3か月以内

(2) 継続研修 年6回

- 2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じる。
- 3 事業所及び従業員は、感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じる。
- 4 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人茂木福寿会ききょうの里短期入所生活介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

第5条3項の2は平成13年1月1日から施行する。

第5条3項の(1)(2)については、平成17年10月1日より施行する。

第5条1項の(7)については、平成18年4月1日より施行する。

第3条は平成21年4月1日より一部改訂する。

第5条3項の(1)は、平成21年4月1日より一部改訂する。

第5条3項の(6)については、平成21年4月1日から施行する。

第4条の利用定員については、平成21年9月1日から施行する。

第5条3項の(3)については、平成27年8月1日より一部改訂する。

第5条3項の(3)については、令和元年10月1日より一部改訂する。

この規程は、令和2年2月10日より一部改訂する。

第7条、(4)(5)については、令和6年4月1日から追加、施行する。

第9条、(感染防止)については、令和6年4月1日から施行する。

第10条、(虐待防止)については、令和6年4月1日から施行する。

第11条、(身体拘束)については、令和6年4月1日から施行する。

第12条、(見守り対策)については、令和6年4月1日から施行する。

第9条、(非常災害対策)を第13条に変更し、一部改定する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

第10条、(その他運営に関する重要事項)を第14条に変更する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。